

はじめに



平成 28 年 4 月に発生した「平成 28 年（2016 年）熊本地震」（以下、「熊本地震」という。）では、同一地域で震度 7 の地震が立て続け（28 時間以内）に 2 度発生した。また、一連の地震で震度 6 弱以上を 7 度観測するなど、長期にわたり多くの余震も発生し、熊本県では、平成 31 年 4 月 12 日現在、死者 273 名、住宅の全壊・半壊が 4 万棟を超える広範かつ甚大な被害となった。その結果、855 箇所で開催された避難所への避難者数は、最大で 18 万人に及んだ^{*1}。

日本列島は、4 つのプレートが相互に接する場所に位置し、世界的にも地震活動が極めて活発な地域である。内陸には、2,000 を超える活断層があると推定されており、平成 7 年の阪神・淡路大震災や平成 16 年の新潟県中越地震など、これまでも活断層に起因し、甚大な被害をもたらす地震が繰り返し発生してきた。

本県にも M6.8 以上の地震が発生するおそれのある活断層が 4 つあるとされている^{*2}。そのため、平成 25 年 3 月に「群馬県地震防災戦略」を策定し、地震被害を可能な限り抑止・減少させるための事前対策として、62 の施策・事業を県・市町村・県民が一体となって推進しているところである。

災害発生時には、市町村が主体として災害応急対策を迅速に実施する必要があるとあり、県は、市町村への後方支援や広域的な支援の受入れなど、災害応急対策に関する総合調整を行う責務がある。しかしながら、多くの市町村は、大規模災害への対応経験はなく、職員数も限られているため、膨大な災害応急対策を被災市町村単独で的確に対応することは極めて困難である。

熊本地震の対応においても、広域的な応援・受援に具体的な運用方法・役割分担が確立していなかったこと、応援の受け入れに当たり県と市町村の役割分担が明確でなかったことなど、被災地方公共団体における受援体制が十分に整備されていなかったことから、多くの混乱が見られた。

熊本地震のように、大規模な災害が発生した場合、被災地外から広域的な応援が必要となるため、応援を受ける側の体制をあらかじめ整備しておくことの重要性があらためて認識されたところであるが、市町村における受援計画の策定率は、低い状況が続いている。

このため、本県では、熊本地震対応に派遣した職員等を通じて得られた多くの貴重な教訓を踏まえ、県と市町村等がそれぞれ役割分担しながら、支援の受入体制を連携して確保

^{*1} 平成 28 年（2016 年）熊本県熊本地方を震源とする地震に係る被害状況等について（平成 31 年 4 月 12 日 18 時 00 分現在 内閣府）

^{*2} 政府地震調査研究推進本部による関東地域の活断層の長期評価（平成 27 年 4 月公表）

はじめに

するとともに、より実践的な災害応急対策を講じることを目的に、平成 28 年 7 月に県と市町村、民間事業者等からなる「県と市町村等との防災体制検討会議」を設置の上、「群馬県災害時受援・応援計画」（平成 29 年 10 月）を策定するとともに、市町村が円滑に応援を受け入れるための基本的な考え方等を示すため「群馬県市町村災害時受援体制ガイドライン」（平成 29 年 10 月。以下「ガイドライン」という。）を策定し、市町村の受援計画の策定促進を図ってきたところである。

また、内閣府では、専任の防災職員がいないなど防災体制が脆弱な市町村でも応援職員の受入れ体制を整備できるよう「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」（令和 2 年 4 月。以下「手引き」という）を作成した。この手引きには、他の地方公共団体等からの応援職員等の受入れを中心とした人的応援に関する受援体制の整備について、その検討の手がかりや参考となる事項が整理されているとともに、受援計画のひな型が掲載されている。

各市町村におかれては、「ガイドライン」及び「手引き」を参考にいただき、受援体制の整備が一層促進されることを期待している。

第1章 本ガイドラインの目的・基本的な考え方

1 ガイドラインの目的

本ガイドラインは、県内で災害が発生した場合に、市町村が、県と連携し、国や他の地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関、民間事業者、ボランティアなどの各種団体から支援を円滑に受け入れるための体制（受援体制）を事前に整備しておくことにより、市町村の行政機能を確保しながら、迅速かつ効果的な被災者支援を実施することを目的とする。

2 基本的な考え方

（1）受援体制整備の必要性

災害が発生すると、たとえ被害の規模が小さく、影響範囲が限定的であっても、被災市町村においては、通常業務の範囲や量を超えて生じる新たな業務への対応が必要となる。被害規模が大きくなり、影響範囲が拡大すれば、求められる対応の内容や量は拡大し、被災市町村単独での対応は一層困難になる。このような被災市町村の対応力を超える状況下で不可欠なのが「応援の受入れ」である。

県や被災地外の地方公共団体は、災害対策基本法や災害時相互応援協定などに基づき、災害発生直後から職員の派遣、物資等の提供を行うなどして被災市町村を支援するが、一方、受援側の市町村では、こうした応援を円滑に受け入れ、効果的に活用できる体制を確保しておくことが必要である。

なお、本ガイドラインでは、「受援」と「応援」を次のように位置付ける。

受 援	災害時に、国や他の地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関、民間事業者、ボランティアなどの各種団体から、人的・物的資源などの支援・提供を受け、効果的に活用すること
応 援	災害時に、災害対策基本法や災害時相互応援協定などに基づき、又は自主的に人的・物的資源などを支援・提供すること

（2）本ガイドラインが取扱う受援・応援の範囲

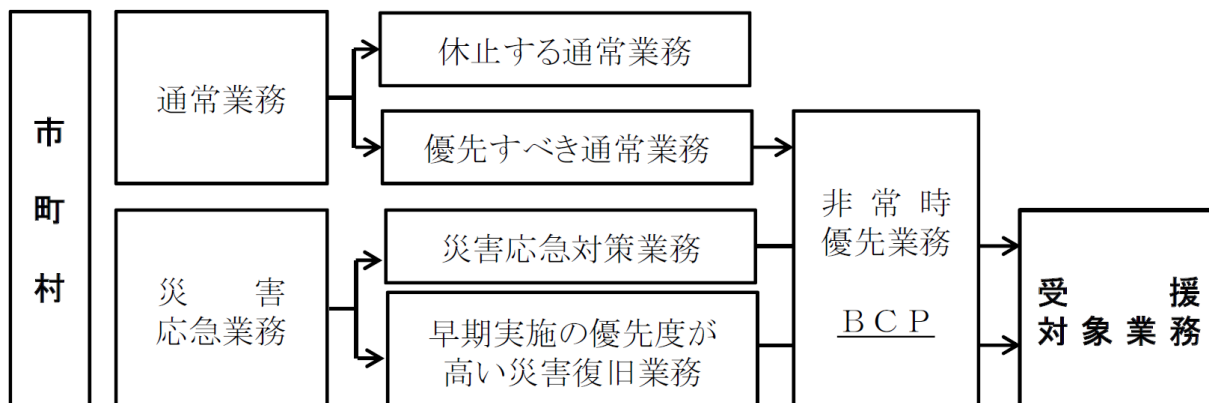
本ガイドラインは、災害発生後から想定される応援・派遣の形態のうち、次の図の赤枠内の「初動期・応急期・復旧期（初期）」における受援・応援を対象範囲とする。

初動期・応急期・復旧期（初期）	災害対策基本法に基づく応援 災害応急対策を実施するために必要な業務を実施する。 応援期間は短期間であり、応援職員は身分の異動を伴わない。 なお、応援を求められた地方公共団体は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。 【根拠】 災害対策基本法に基づく市町村長等の間(67条)、市町村長等と都道府県知事等の間(68条)、都道府県知事等の間(74条)の応援 相互応援協定に基づく応援 地方公共団体間での災害時相互応援協定等に基づく派遣。 応援期間は基本的に短期間であり、応援職員は身分の異動を伴わない。 【根拠】 各地方公共団体が締結している災害時相互応援協定等	【想定業務】 避難所運営支援 物資集積拠点支援 住家被害認定調査 など 【想定業務】 協定に規定されている業務
	地方自治法に基づく派遣 地方公共団体の長が、当該地方公共団体の事務の処理のため特別の必要があると認めるときに、他の普通地方公共団体の長に対し職員の派遣を求めることができるもの。 復旧・復興事業の実施のための中・長期派遣として熊本地震においても実施された。 派遣期間は原則として長期にわたり、派遣職員の身分の異動を伴う(派遣先の身分と併任)。 【根拠】 地方自治法第252条の17第1項	【想定業務】 災害査定等の社会基盤施設復旧業務（道路等の災害復旧） など

「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（内閣府（防災担当）策定）から抜粋

（3）受援を通じた非常時優先業務の継続

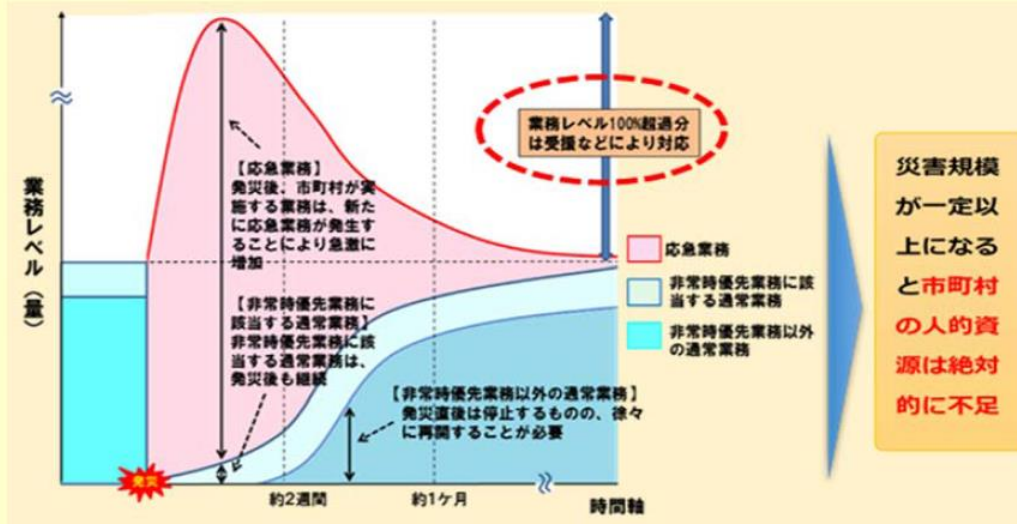
市町村は、災害における行政機能を確保するため、業務継続計画の検討を通じて、災害対応業務及び通常業務で継続すべき業務（非常時優先業務）を整理することが求められており、その実効性を確保するために応援の受入れが必要となる。



コラム：業務継続計画(BCP)策定の効果

業務継続計画を策定することにより、行政が被災するような大災害時にも適切かつ迅速に非常時優先業務を遂行できるようになり、住民のニーズに応えられる。

地域防災計画や災害対応マニュアルでは必ずしも明らかでなかった「行政も被災する深刻な事態」も考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順が明確となり、非常時優先業務の執行に必要な資源の確保が図られることで、災害発生直後の混乱で行政が機能不全になることを避け、早期により多くの業務を実施できるようになる。また、自らも被災者である職員の睡眠や休憩、帰宅など安全衛生面の配慮の向上も期待できる。



「市町村のための業務継続計画作成ガイド（平成27年5月 内閣府(防災担当)）」を一部加工

「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（内閣府（防災担当）策定）から抜粋

（４）受援・応援対象業務

本ガイドラインは、市町村の行政機能の維持や避難者に物資を速やかに届けるためなどの人的・物的支援を対象とし、救助・救急、消火活動等に係る広域支援については、既に策定されている緊急消防援助隊受援計画等に基づき対応することとする。

また、既に独自の枠組みを持つ支援（国等による定型化された応援等）についても、既に定められたスキーム等に基づき対応することを原則とする。

【国による定型化された応援】

- ・（消防庁）緊急消防援助隊
- ・（警察庁）警察災害派遣隊
- ・（自衛隊）災害派遣部隊
- ・（国交省）緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）
- ・（厚労省）救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）
- ・（厚労省）災害派遣精神医療チーム（DPAT）
- ・（環境省）災害廃棄物処理支援ネットワーク D. Waste-Net など

※関連資料：【参考3】独自の枠組みを持つ支援

(参考：熊本地震で国等の関与により県外からの派遣が調整された主な業務)

- ・ (消防庁) 緊急消防援助隊
- ・ (警察庁) 警察災害派遣隊
- ・ (厚労省) 医療対策要員 (DMAT 等)
- ・ (日本水道協会、全国管工事業同組合連) 給水・応急復旧要員
- ・ (厚労省) 保健師・管理栄養士・介護職員等
- ・ (環境省) 災害廃棄物処理支援ネットワーク D. Waste-Net
- ・ (中国・四国被災建築物協議会) 応急危険度判定士
- ・ (農水省) 農地・農業用施設復旧要員

3 速やかな応援要請等

市町村においては、平素から災害対応に係るタイムラインや災害時特有の業務に関する理解を深めた上で、本ガイドラインに沿った体制を整えておき、災害発生時には、早期に応援の必要性を検討し、速やかに本ガイドラインに沿った行動する必要がある。

4 受援の状況把握・取りまとめ

災害時に応援を受けつつ、資源を適切に配分するためには、被災地に入る人的資源や物的資源を正確に把握するとともに、災害対応の優先課題に沿って資源を効率的に配分・配置することが重要である。そのために、市町村は、受援の状況把握・取りまとめ（資源管理）を確実に実施する必要がある。

5 受援計画の策定

(1) 計画の必要性

市町村においては、円滑な応援の受入れに当たり、受援対象業務を明らかにし、あらかじめ災害・防災対策上の重要業務として位置付けるなどし、応援の「受け皿づくり」を行い、その実効性を高めることが重要である。

また、受援対象業務については、その位置付けだけでなく、担当や実施手順を整理しておくことが重要である。

このことから、市町村は、受援体制を整備するとともに、受援計画を策定するよう努めるものとする。

(2) 計画の位置付け

受援計画は、次の例を参考に各市町村の実情に合わせて位置付けるものとする。

＜受援計画の位置付け例＞

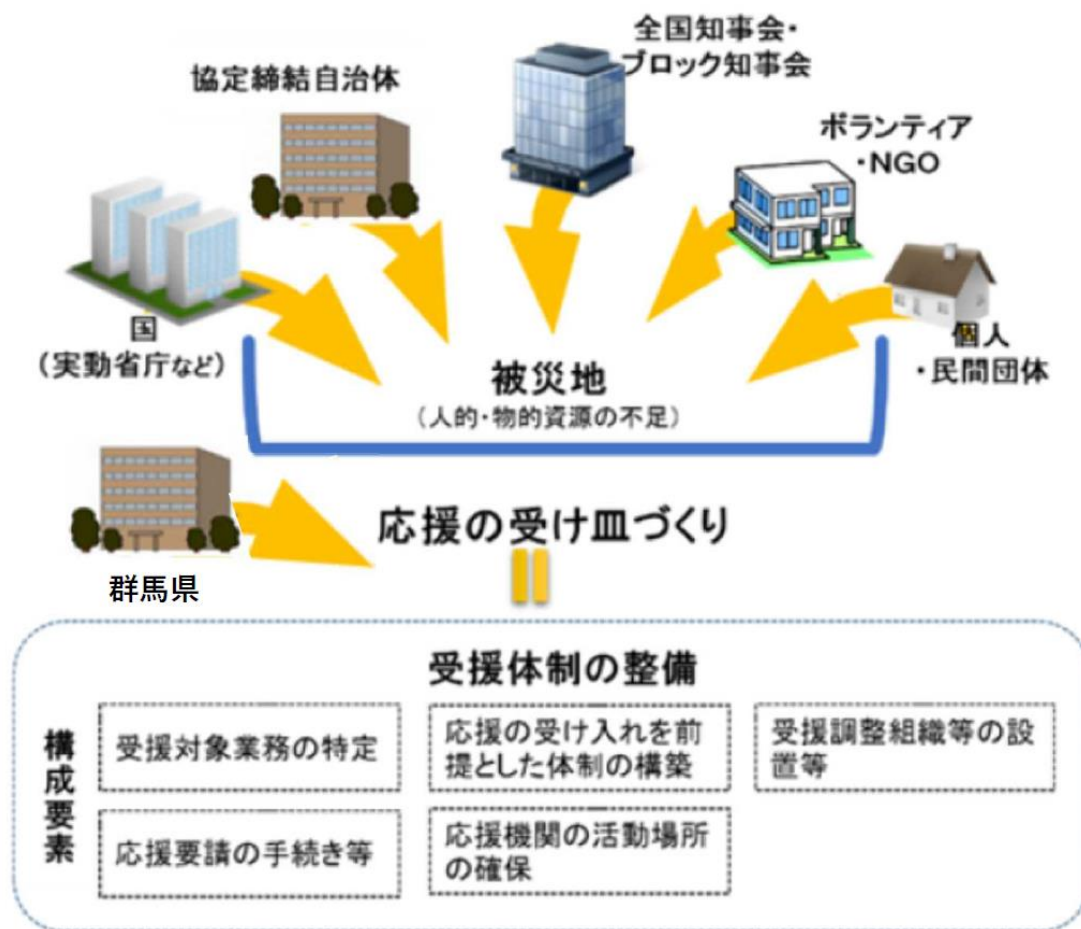
- ア 地域防災計画に受援編を設ける
- イ 業務継続計画（BCP）等と一体で作成する
- ウ 受援計画として単独で作成する

(3) 計画の構成要素

受援計画は、次の要素により構成するものとする。

- ア 受援対象業務の特定
- イ 応援の受入れを前提とした体制の構築
- ウ 受援調整組織等の設置等
- エ 応援要請・受入れの手続き等
- オ 応援機関の活動場所の確保

【参考】受援体制の整備



「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（内閣府（防災担当）策定）から抜粋（一部加工）

【参考1】受援・応援に関するこれまでの経過

1 災害対策基本法、防災基本計画

- 平成7年12月 災害対策基本法の改正（阪神・淡路大震災を契機）
 - ・ 地方公共団体相互の協力や相互応援に関する協定の締結に関する規定（法第5条の2、法第8条第2項第12号）が新設
- 平成24年6月 災害対策基本法の改正（第1弾）
 - ・ 地域防災計画を定めるに当たっては、円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮する旨規定（法第40条、42条）
 - ・ 自治体間応援の対象業務を発災直後の緊急性の高い応急措置から避難所運営支援、巡回健康相談、施設の修繕などを含む災害応急対策全般に拡大（法第67条、68条、74条）
- 平成24年9月 防災基本計画の修正（災害対策基本法（第1弾）改正、防災対策推進会議最終報告等）
 - ・ 地方公共団体及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業

務計画や地域防災計画に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるもの」と記載

- 平成25年6月 災害対策基本法の改正(第2弾)
 - ・ 国（指定行政機関等の長）に対する災害応急対策全般に係る応援の要求（法第74条の3）に関する規定が創設
 - ・ 応急措置の代行（法第78条の2）等に関する規定が創設
 - ・ 内閣総理大臣による広域一時滞在の協議等の代行（法第86条の13）に関する規定が創設
- 平成26年1月 防災基本計画の修正（災害対策基本法（第2弾）改正、大規模災害復興法等）
 - ・ 災害応急対策等に係る業務を行う企業と国・地方公共団体との協定締結の促進
- 平成28年度 熊本地震に関するワーキングなど
 - ・ 地方公共団体への支援充実 → 市町村における受援を想定した防災体制の強化
- 平成29年3月 地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドラインの策定
- 平成30年度応急対策職員派遣制度の構築
- 令和2年4月市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引きの策定（最終改定 令和3年6月）

2 群馬県地域防災計画

群馬県地域防災計画では、災害対策基本法の改正（平成25年6月）や防災基本計画の修正を踏まえ、大規模広域災害を意識した平常時からの備えとして、周辺自治体や遠隔地自治体との相互応援協定締結の推進、大規模広域災害に対する即応力の強化として、国による応援、応急措置の代行による支援体制の強化等について規定している。

また、平成28年4月に発生した熊本地震を踏まえ、平成29年の1月に「県は、受援計画や応援計画を定めるよう努め、また、受援・応援に関する連絡・要請方法の確認や応援部隊の活動拠点の確保を図り、訓練を実施するなど、日頃から災害時において協力を得られる体制の整備に努める」とともに、「市町村は、受援計画を定めるよう努め、また、受援に関する連絡・要請方法の確認や応援部隊の活動拠点の確保を図り、訓練を実施するなど、日頃から、災害時において協力を得られる体制の整備に努める。」ことを規定した。

【参考2】災害対策基本法における応援要求に係る規定

1 市町村長等→他の市町村長等

(他の市町村長等に対する応援の要求)

第六十七条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

2 市町村長等→都道府県知事等

(都道府県知事等に対する応援の要求等)

第六十八条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

3 都道府県知事→区域内の市町村長

(都道府県知事の指示等)

第七十二条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示することができる。

2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の実施する災害応急対策（応急措置を除く。以下この項において同じ。）が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。

3 前二項の規定による都道府県知事の指示又は要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

4 都道府県知事→他の都道府県知事等

(都道府県知事等に対する応援の要求)

第七十四条 都道府県知事等は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県の都道府県知事等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた都道府県知事等の指揮の下に行動するものとする。この場合において、警察官にあつては、当該応援を求めた都道府県の公安委員会の管理の下にその職権を行うものとする。

5 都道府県知事→他の都道府県知事→他の都道府県の区域内市町村長

(都道府県知事による応援の要求)

第七十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第七十二条第一項の規定による指示又は同条第二項の規定による要求のみによつては当該都道府県の区域内の市町村の実施する災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、他の都道府県知事に対し、当該災害が発生し又は発生する恐れがある市町村の市町村長（次項及び次条において「災害発生市町村長」という。）を応援することを求めることができる。

2 前項の規定による要求を受けた都道府県知事は、当該要求に応じ応援をする場合において、災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長に対し、当該災害発生市町村長を応援することを求めることができる。

3 前二項の規定による都道府県知事の要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

6 都道府県知事→内閣総理大臣

(内閣総理大臣による応援の要求等)

第七十四条の三 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第七十二条第一項の規定による指示又は同条第二項若しくは前条第一項の規定による要求のみによつては災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、内閣総理大臣に対し、他の都道府県の知事に対し当該災害が発生し又は発生するおそれがある都道府県の知事（以下この条において「災害発生都道府県知事」という。）又は当該災害が発生した市町村の市町村長（以下この条において「災害発生市町村長」という。）を応援することを求めるよう求めることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による要求があつた場合において、災害発生都道府県知事及び災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、当該災害発生都道府県知事以外の都道府県知事に対し、当該災害発生都道府県知事又は当該災害発生市町村長を応援することを求めることができる。

3 内閣総理大臣は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であつて、災害発生都道府県知事及び災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認める場合において、その事態に照らし特に緊急を要し、第一項の規定による要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、当該災害発生都道府県知事以外の都道府県知事に対し、当該災害発生都道府県知事又は当該災害発生市町村長を応援することを求めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、当該災害発生都道府県知事に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

4 災害発生都道府県知事以外の都道府県知事は、前二項の規定による内閣総理大臣の要求に応じ応援をする場合において、災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長に対し、当該災害発生市町村長を応援することを求めることができる。

5 第二項又は第三項の規定による内閣総理大臣の要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を受ける都道府県知事の指揮の下に行動するものとする。

6 第四項の規定による都道府県知事の要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

7 都道府県知事→指定行政機関の長等

(指定行政機関の長等に対する応援の要求等)

第七十四条の四 第七十条第三項に規定するもののほか、都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

第1章 本ガイドラインの目的・基本的な考え方

【参考3】独自の枠組みを持つ支援～国等が派遣する要員～

関係省庁	仕組みの名称 (分野・職種)	主な支援内容	仕組みに関する関係省庁の 問合せ先	参考資料等
文部科学省	被災文教施設応急危険度 判定	被災文教施設の応急危険度判定の実 施	文部科学省大臣官房文教施 設企画・防災部参事官付(施 設防災担当)災害復旧係 03-6734-3036	文部科学省防災業務計画、被災文 教施設応急危険度判定に係る技術 的支援実施要領 等
厚生労働省	水道	応急給水、被災した水道施設の応急 復旧	厚生労働省医薬・生活衛生 局水道課 03-3595-2368	地震等緊急時対応の手引き((公社) 日本水道協会 (http://www.jwwa.or.jp/houkokusyo/houkokusyo_11.html)) 等
厚生労働省	災害派遣医療チーム (DMAT)	災害急性期(発災後概ね48時間以内) に被災地等で医療支援等を実施	厚生労働省医政局地域医療 計画課 03-3595-2194	日本DMAT活動要領
厚生労働省	保健師等支援チーム	公衆衛生医師、保健師、管理栄養士 等の巡回による被災者の健康管理	厚生労働省健康局健康課 03-3595-2190	厚生労働省防災業務計画
厚生労働省	災害派遣精神医療チーム (DPAT)	自然災害や集団災害の発生時におけ る、被災地域の精神保健医療ニーズの 把握、他の保健医療体制との連携、各 種関係機関等とのマネジメント、専 門性の高い精神科医療の提供と精神 保健活動の支援	厚生労働省社会・援護局障 害保健福祉部精神・障害保 健課 心の健康支援室 03-3595-2307	災害派遣精神医療チーム(DPAT) 活動要領 等
厚生労働省	災害時健康危機管理支援 チーム (DHEAT)	被災地方公共団体の保健医療調整本 部及び保健所が行う保健医療行政の 指揮調整機能等が円滑に実施される よう応援	厚生労働省健康局健康課 03-3595-2190	災害時健康危機管理支援チーム活 動要領
農林水産省	農業農村災害緊急派遣隊 (水土里(みどり)災害派遣 隊)	被災した農地・農業用施設の初期情報 収集、緊急概査、技術支援等	農林水産省農村振興局整備 部防災課災害対策室 03-3502-6361	農林水産省防災業務計画 等
国土交通省	緊急災害対策派遣隊(TE C-FORCE)	被害状況の把握、被害の拡大の防 止、被災地の早期復旧等、被災地方 公共団体に対する技術的な支援	国土交通省水管理・国土保 全局防災課災害対策室 03-5253-8111(内線35-833)	国土交通省防災業務計画 等
国土交通省	被災建築物応急危険度 判定	被災した建築物の応急危険度判定の 実施	国土交通省住宅局建築指導 課建築物防災対策室 03-5253-8111(内線39-524)	被災建築物応急危険度判定要綱(全 国被災建築物応急危険度判定協議 会(http://www.kenchiku-bosai.or.jp/assoc/)) 等
国土交通省	被災宅地危険度判定	被災した宅地の危険度判定の実施	国土交通省都市局都市安全 課都市防災対策企画室 03-5253-8111(内線32-344)	被災宅地危険度判定実施要綱(被災 宅地危険度判定連絡協議会 (http://www.hisaitakutijp/)) 等
国土交通省	下水道	被災した下水道施設の復旧	国土交通省水管理・国土保 全局下水道部下水道事業課 03-5253-8111(内線34-223)	下水道事業における災害時支援に 関するルール((公社)日本下水道協 会(http://www.jswa.jp/)) 等
環境省	災害廃棄物処理支援ネッ トワーク (D. Waste-Net)	＜研究・専門機関(専門家・技術者を派 遣)＞処理体制の構築、排出・分別方 法の周知、初期推計量に応じた一次仮 置場の確保・管理運営等に関する現地 支援 等 ＜一般廃棄物関係団体(ごみ収集車 等や作業員を派遣)＞生活ごみ等の収 集・運搬、処理に関する現地支援 等	環境省環境再生・資源循環 局災害廃棄物対策室 03-5521-8358	環境省防災業務計画 等

平成30年4月11日付け総務省自治行政局公務員部公務員課事務連絡から抜粋